●**診療用放射線に係る安全管理体制確保状況自主点検票●**有床・無床・歯科・助産所

診療所側で事前に自己点検して，管轄保健所に提出してください。

適合なら「○」，不適合なら「×」，貴院では該当がない項目は斜線を記入してください。

☆印のある項目は，医療法で義務づけられた事項です。

　診療所名：

　診療所側点検者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 点検日：　　　　年　　月　　日

 立入検査担当者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　立入検査日：　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　項　目 | 自己点検 | 立入検査 |
| Ⅰ　診療用放射線安全管理責任者 |  |  |
|  1 | ☆ | 常勤職員の診療用放射線安全管理責任者を配置しているか。　○氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |
|  2 | ☆ | 所定の資格を有しているか。　　□医　師　　　□歯科医師　　□診療放射線技師（常勤の医師又は歯科医師が放射線診療における正当化を、常勤の診療放射線技師が放射線診療における最適化を担保し、当該医師又は歯科医師が当該診療検査技師に対して適切な指示を行う体制を確保している場合に限る） |  |  |
| Ⅱ　診療用放射線の安全利用のための指針 |  |  |
|  |  |  |
|  3 | ☆ | 診療用放射線の安全利用のための指針を整備しているか（指針添付のこと）。　初回作成年月日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成　直近の変更年月日　　　　　　　　　　　年　　月　　日変更 |  |  |
|  4 | ☆ | 次に掲げる事項が文書化されているか。①診療用放射線の安全利用に関する基本的考え方②放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修に関する基本方針③診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方　針④放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応に関する基本方針⑤医療従事者と患者間の情報共有に関する基本方針（患者等に対する当該方針の閲覧に関する事項を含む） |  |  |
| 点　検　項　目 | 自己点検 | 立入検査 |
| Ⅲ　放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修 |
|  5 | ☆ | 年１回以上研修を開催し、実施内容について記録しているか。（他の医療安全管理研修等と併せて実施しても差し支えない）○過去１年間の主な開催状況　　　　　　研　修　項　目　　　　　　　　開催年月日　　　　　　　出席者数 ⅰ　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　人 ⅱ　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　人 |  |  |

|  |
| --- |
| Ⅳ　放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策 |
|  6 | ☆ | 管理・記録対象医療機器等を用いた診療に当たっては、当該診療を受ける者の医療被ばくによる線量を記録しているか。機器：IVR、CT、核医学）（記録：HIS、RIS、PACS、照射録、診療録） |  |  |
| 7 | ☆ | 医療放射線安全管理責任者は、行政機関、学術誌等から診療用放射線に関する情報を広く収集するとともに、必要な物は従事者に周知徹底を図り必要に応じて管理者への報告等を行っているか。 |  |  |

【医療法施行規則】（令和2年4月1日施行）

第１条の１１

２　病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない(ただし、第３号の２にあつてはエックス線装置又は第２４条第１号から第８号の２までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第４号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)。

三の二　診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に　る安全な管理(以下「安全利用」という。)のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

イ　診療用放射線の安全利用のための指針の策定

ロ　放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施

ハ　次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

(１)　厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器

(２)　第２４条第８号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

(３)　第２４条第８号の２に規定する診療用放射性同位元素

【厚生労働省告示第６１号】（平成31年3月11日）

医療法施行規則第１条の１１第２項第三号の二ハ(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器は、次に掲げるものとする。

一　移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置

二　移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置

三　据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置

四　据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置

五　X線CT組合せ型循環器X線診断装置

六　全身用X線CT診断装置

七　X線CT組合せ型ポジトロンCT装置

八　X線CT組合せ型SPECT装置

【通知等】

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成31年3月12日医政発0312第7号）

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年3月15日医政発0315第4号）

「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」（令和元年10月3日医政地発1003第5号）